

和地ひとみレポート No.146

平成27年4月26日執行東大和市市議会選挙・市長選挙
立候補予定者説明会開催。

■告示日は4月19日（日）

…皆さんもご存知のとおり、今年は市議会議員、市長の改選の年です。東大和市はいわゆる「統一地方選挙」で実施されます。これは、地方公共団体における選挙日程を全国的に統一して実施される地方選挙で4年に1度（うるう年の前年）実施されます。この選挙は有権者の選挙への意識を全国的に高めること、選挙の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に昭和22年から統一して実施されてきました。（何らかの事情で任期がずれて、統一地方選挙ではないタイミングで実施される自治体の議員、首長の選挙もあります）

…さて、4月19日（日）告示の今回の選挙に向け、2月14日の午前中、立候補予定者に対する説明会が市役所で開催されました。私は今回、2度目の挑戦になりますが、自身が立候補者となる前は、選挙については知っているようで知らないことが多かったと実感しました。また、多くの市民の皆様選挙に興味を持っていただきたいという思いもあり、今回は選挙について取り上げたいと思います。

■立候補する資格は？

…市議会議員に立候補する＝被選挙権には一定の要件を満たしている必要があります。市議会議員、市長ともに日本国民で満25歳以上であること。この被選挙権資格年齢は、選挙期日（投票日）に達していればよいので、立候補の時点ではまだ25歳でなくてもよいとされています。市長と市議会議員の資格で異なるのは、居住についてです。市議会議員については選挙期日までに東大和市内に3ヶ月以上住所を有することが要件とされていますが、市長の場合はこの要件はありません。これは、地方自治法で定められていることで、リーダーとなる市長は有能な人材を広くから集める必要があるとして居住の要件を定めず、一方、議員は住民代表として地元の声を届ける役割があるので、居住することを課しているものです。この自治法からも市長に求める役割、能力などが垣間見えると思います。また、選挙に関わる人（投票管理者、開票管理者及び選挙長）は当該地域では立候補できない、国、もしくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人などの職員なども原則として在職したまま立候補はできません。

…また、被選挙権には選挙権を有すること＝投票できる権利のあることも要件とされています。選挙権を失う条件は①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者、③公職にある間に犯した収賄罪により

刑に処せられ、実刑期間経過後

5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者、④選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者、⑤公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者、⑥政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者 となっています。

…土曜日に開催された「立候補予定者説明会」には市長立候補予定者は2名、市議会議員立候補予定者は25名参加していましたが、最終的な立候補者数は、現時点では確定していません。ここに参加した方は、あくまで予定者で、告示日である4月19日（日）の午前8時半から午後5時の間に届出書類を直接、選挙長に提出することで立候補者となります。ちなみに、説明会には「他自治体選挙管理委員会席」「報道席」「見学者席」が設けられていました。市民の見学者は1名のみでした。

■供託金が必要。没収の要件は？

…市議会議員選挙、市長選挙だけではなく、選挙に立候補する場合には、供託金が必要です。供託金は法令の規定により法務局などの供託所に供託する（保管してもらおう）お金で、選挙において立候補者が供託することは選挙供託と言います。供託金の金額は下記のとおりです。

東大和市議会議員立候補者・・・30万円

東大和市長立候補者・・・100万円

…なぜ、立候補者に供託金が必要かというと、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐためです。供託金の額は選挙の種類によって違い（ちなみに衆議院小選挙区は300万円）、ある一定の得票数（没収点）がないと没収されます。没収された供託金は、国や都道府県、市区町村に納められ、税金と同じように使われることになっています。供託金の没収要件の得票数は

市議会議員：有効投票総数÷議員定数(22人)×0.1

市長：有効投票総数×0.1

で計算されますが、前回の選挙では市議会議員候補は約156票、市長候補は約3414票が没収されるラインでした。ちなみに、前回の統一地方選挙では、東大和市議会選挙の投票者は35,076人、投票率52.54%、市長選は投票者数35,067人、投票率52.52%でした。投票数と有効投票総数は違うもので投票総数から白票や候補者の氏名以外を記入した票、複数の氏名を記入した票などの無効投票数を差し引いた票数です。



■選挙運動費用は？

…これは立候補者それぞれですが、選挙には選挙事務所、選挙カー、ポスターなど、選挙運動のために揃えるものがあります。そのうち、公費で負担されるものは以下の通りです。(すべて税込)

【選挙運動用自動車の使用】

※ⅠかⅡのどちらかを選択

Ⅰ：一般運送契約(ハイヤー契約)

選挙運動用自動車として使用された各日の金額の合計金額(同一の日については1台に限る)

各日¥64,500(合計上限額: ¥451,500)

Ⅱ：その他の契約(レンタカーなど)

①自動車借り入れ契約(レンタル契約)

選挙運動用自動車として使用された各日の金額の合計金額(同一の日については1台に限る)

各日¥15,300(合計上限額¥107,100)

②燃料供給の契約

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金で、公費負担の金額の範囲内であると選挙管理委員会が確認したもの
¥7,350×選挙運動日数(合計上限額¥51,450)

③運転手雇用の契約

選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の額の合計金額(同一の日については1人に限る。)

各日¥12,500(合計上限額¥87,500)

【選挙運動用ポスターの作成】

作成した選挙運動用ポスターの金額のうち、公費負担の枚数の範囲内であることについて選挙管理委員会が確認した枚数に係る部分

¥3,255×作成枚数(=掲示場所数110箇所)
(合計上限額¥358,050)

【選挙運動用ビラの作成】※市長候補のみ

作成した選挙運動用ビラの金額のうち、公費負担の枚数の範囲内であることについて選挙管理委員会が確認した枚数に係る部分

¥7.30×作成枚数(合計上限額¥116,800)

※作成枚数は16,000枚以内

…上記の公費負担の対象については、候補者各自が公費負担を利用する、しないを決め、必要書類を提出することによって適用されます。また「各日」というものは、選挙期間中のみが対象で、その前後は適用外です。(例えば選挙カーに看板を付けるための工事期間等は適用外)また、公費負担を使用した内容は市報や市のホームページで公表されます。

…その他には、選挙期間中に限り、有権者に送付できる「選挙運動用ハガキ」があります。市議会議員候補は2000枚まで、市長候補は8000枚までを候補者の郵送料負担なしで発送できます。これは候補者がハガキを作成し、宛名を書いたものを武蔵村山郵便局の窓口を持ち込み、特別な消印を押印してもらい発送することになります。

■政治活動と選挙活動

…最近、市内には多くの市議会議員立候補予定者のポスターが掲示されています。市民の皆様も「選挙が近づいてきたのだなあ」と感じていることと思います。しかし、これらのポスター掲示は「選挙活動」ではなく、政治活動です。全てのポスターには所属政党の国会議員などが一緒に印刷されていて、市議会議員候補一人のポスターはありません。(実は、このポスターにも紙面を占める一人あたりの大きさなどの細かいルールがあります)掲示されているポスターをよく見ると「演説会の開催日時、場所」などが書かれているはずですが、これは、政党、その他の政治活動を行う団体の政治活動＝演説会の告知として掲示するものでなければいけないからです。この演説会の弁士(現時点では立候補予定者)が先に述べたように届出を出して真の立候補者になった告示日のうちに、これらのポスターは全て撤去しなければならないと法律で定められています。最近、多くの方に私のポスターを見かけないにご心配いただきますが、私は無所属のため、政党や政治団体の活動を告知するためのポスターは作成できず、掲示もできません。

…「選挙活動」は「政治活動」の中に含まれているので、どこまでが政治活動でどこからが選挙活動かを線引きすることは明確にはされていなく「選挙活動」は『特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として、投票を得、または得させるために、直接又は間接に選挙人に働きかける行為』とされています。現職の市議会議員の責任として駅でのレポート配布を行っていますが、選挙が近づいてきたら配布も難しくなるかもしれません(政党の宣伝なら配布はできます)。また、3月議会には来年度の予算が関わるので、重要ですが、そのレポート配布も難しいかと思っています。現職市議の活動と立候補者としての活動はグレーゾーンとみなされます。選挙管理委員会によく確認して活動していきたいと思っています。

…ここに書いた以外にも選挙には細々としたルールが沢山あります。多くの方が関心を持つことが正しい選挙につながります。ぜひ、東大和市の今後の4年間を決める選挙の当事者として、各候補者に大きな関心を持って選挙を迎えていただけたらと思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

【プロフィール】

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。／「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。／『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報などに従事。2011年4月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市長木3-274-2-102